

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	平31. 4. 1 令 2. 3. 31	法人名	サンプル株式会社
--------------	-------------------------	-----	----------

別表十六(二)

平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	種類	1	車両及び運搬具	車両及び運搬具	車両及び運搬具	車両及び運搬具	器具及び備品	
	構造	2	前掲のもの以外	前掲のもの以外	前掲のもの以外	計	事務・通信機器	
	細目	3	フォークリフト	自動車・小型車	フォークリフト		複写機	
	取得年月日	4	平28・4・10	令1・9・2	令2・3・15	・	平23・6・11	
	事業の用に供した年月	5	平28. 4	令1. 9	令2. 3		平23. 6	
	耐用年数	6	4年	4年	4年		3年	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	2,250,000	1,652,800	750,000	4,652,800	1,500,000	
	圧縮記帳による積立金計上額	8						
	差引取得価額(7)-(8)	9	2,250,000	1,652,800	750,000	4,652,800	1,049,640 1,500,000	
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10	1	1,170,734	718,750		1	
	期末現在の積立金の額	11						
	積立金の期中取崩額	12						
	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	1	1,170,734	718,750	1,889,485	1	
	損金に計上した当期償却額	14	281,249	482,066	31,250			
	前期から繰り越した償却超過額	15						
当期分の普通償却額	合計(13)+(14)+(15)	16	281,250	1,652,800	750,000	2,684,050	1	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17						
	償却額計算の基礎となる金額(16)-(17)	18	281,250	1,652,800	750,000	2,684,050	1	
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	19						
	(16) > (19) の場合	差引取得価額 × 5% (9) × $\frac{5}{100}$	20					
		旧定率法の償却率	21					
		算出償却額(18) × (20)	22	()	()	()	()	
	(16) ≤ (19) の場合	増加償却額(21) × 割増率	23					
		計((21)+(22)又は(18)-(19))	24					
		算出償却額((19)-1円) × $\frac{12}{60}$	25					
	平成19年4月1日以後取得分	定率法の償却率	26	0.500	0.500	0.500		
		調整前償却額(18) × (25)	27	140,625	826,400	375,000		
		保証率	28	0.12499	0.12499	0.12499		
償却保証額(9) × (27)		29	281,227	206,583	93,742			
(26) < (28) の場合		改定取得価額	30	281,250				
		改定償却率	31	1.000				
		改定償却額(29) × (30)	32	281,250				
増加償却額(26)又は(31) × 割増率	33	()	()	()	()			
計((26)又は(31)+(32))	34	281,249	482,066	31,250	794,565			
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(33)	35	281,249	482,066	31,250	794,565		
	特に償却制限額を増加する特別措置法適用条項	租税特別措置法適用条項	36	条項	条項	条項	条項	
		特別償却限度額	37	()	()	()	()	
	合計(34)+(36)+(37)	38	281,249	482,066	31,250	794,565		
差引	当期償却額	39	281,249	482,066	31,250	794,565		
	償却不足額(38)-(39)	40	0	0	0	0		
償却超過額	償却超過額(39)-(38)	41	0	0	0	0		
	前期からの繰越額	42						
	当期認められる積立金取崩しによるもの	償却不足によるもの	43					
		積立金取崩しによるもの	44					
	差引合計翌期への繰越額(41)+(42)-(43)-(44)	45						
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額((40)-(43)と(36)+(37)のうち少ない金額)	46						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47						
	差引翌期への繰越額(46)-(47)	48						
翌期への繰越額の内訳	： ；	49						
	当期分不足額	50						
備考	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((40)-(43)と(36)のうち少ない金額)	51						
備考			期中取得	期中取得				